

土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用

1. 快適トイレ（現場環境改善型トイレ）の設置

(1) 「快適トイレに求める機能（以下「標準機能」という。快適トイレの標準仕様（1）～（6））」及び「付属品として備えるもの（以下「付属品」という。快適トイレの標準仕様（7）～（11））」を満たすトイレ（以下「快適トイレ」という。）を男女別で各1台設置することを標準とする。

（女性が現場にいない場合は、この限りではない。また、設置台数の上限は設けない。）

(2) 「標準機能」及び「付属品」を備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。

(3) 原則として、土木部が発注及び受託するすべての工事を快適トイレの設置対象とし、当初より費用計上する。

(4) 現場付近に個別にトイレを設置する場合に適用する。（現場事務所内にあるトイレには適用しない。）

(5) 監督員は、現場に設置されたトイレが「快適トイレ」の仕様を満たすことを別紙「快適トイレ仕様チェックシート」を用いて現場にて確認し、確認できた場合に費用計上の対象とする。また、監督員が仕様を確認した場合は、内容が確認できる資料の提出を受注者に求めないこととする。

(6) 上記（5）の確認が困難な場合は、内容が確認できる資料を受注者に求め、確認する方法も可とする。

(7) 受注者が所有するトイレでも、仕様を満たせば費用計上の対象とする。

2. 快適トイレの費用計上

(1) 快適トイレの費用は、土木工事については共通仮設費（営繕費）、建築関係工事については共通仮設費に当初から計上し、当初設計における設置台数は、男女別で1基ずつ計2基、設置期間は、工事日数（工期）とする。

(2) 快適トイレの仕様を満たし、ハウス型等の男女別トイレが一体型で男女別の入口になっているタイプ（以下「ハウス型」という。）が現場に設置されている場合は、「ハウス型」へ設計変更を行うこととする。

(3) 設置台数の上限は設けないが、設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

(4) 「推奨する仕様、付属品」にかかる費用については、計上しない。

(5) 運搬費は共通仮設費（率）に含むものとし、別途計上は行わない。

(6) 計上方法について、トイレの基本料金（1基当たり）及び1月当たりの賃料単価に設置期間（月数）を乗じたトイレ賃料を計上する。単価については、土木事業単価表及び建築関係事業単価表（福島県土木部）に記載の単価とする。

(7) 計上する期間は、実際に現場へ快適トイレを設置した期間として設計変更することとし、工事日誌やリース会社からの領収書等で確認する。

(8) 現場にトイレを設置しない場合や快適トイレの仕様を満足しない場合等については、設計変更の対象とする。

※快適トイレの設置に要する費用は、積算上、共通仮設費（率）に含まれる従来型仮設トイレの設置費用に加え、共通仮設費に積上げ計上する快適トイレの設置費用の合算額になります。

快適トイレ（ハウス型）設置費 1 基当たりの計上方法

名称	規格	単位	数量	摘要
基本料金	仕様(1)～(11)含む	基	1	快適トイレ又はハウス型 (県土木部事業単価表)
快適トイレ賃料	仕様(1)～(11)含む	月	X.X	快適トイレ又はハウス型 (県土木部事業単価表)

※設置期間（月数）は、設置日数÷30 日により算出（小数点 2 位以下切り捨て 1 位止め）（当初は、工事日数（工期）÷30 日とする。）

3. 特記仕様書への記載

別紙 1（特記仕様書記載例（土木工事））、別紙 2（建築関係工事特記仕様書）の記載例を参考に特記仕様書への記載を行う。

4. 快適トイレの標準仕様

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を 5 k g 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

5. その他

この運用に定めのない事項については、必要に応じ受発注者にて協議し定める。

6. 附則

この運用は、令和 8 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

快適トイレの設置費用 積算上の考え方（イメージ）

